

# 山形県若者定着奨学金返還支援事業【産業団体等連携枠】

## Q & A

### 《寄附をご検討の産業団体・企業の皆様向け》

#### 目 次

#### 人材確保型寄附に関すること

##### [登録の方法] P 3

- Q 事業実施期間がH28～32年度とのことだが、人材確保型寄附の登録をすると、5年間続けて採用枠を設けることになるのか。途中で登録をやめることはできるのか。
- Q 事業組合として人材確保型寄附の登録をした場合、助成対象者の要件とする就業先の指定は、組合の全加入企業にしなければならないのか。
- Q 採択予定枠に上限はあるのか。
- Q 人材確保型寄附の登録をすれば、必ず人材を確保することができるのか
- Q 学生には、人材確保型寄附に登録した産業団体や企業の情報は伝わるのか。

##### [助成対象者要件の指定] P 4

- Q 人材確保型寄附の登録者が指定する助成候補者の要件とはどのようなものか。
- Q 人材確保型寄附の登録者の希望により、事業共通の要件を変更することはできるか。
- Q 県外の短大や専修学校の卒業者を対象に指定したい。

##### [対象奨学金の指定] P 4

- Q 自社の関係団体で貸与している奨学金を対象にすることはできるか。

##### [助成候補者認定の方法] P 4～5

- Q 人材確保型寄附の登録者が助成候補者を認定することはできるか
- Q 助成候補者は、人材確保型寄附の登録者ごとに決まるのか。

##### [寄附金] P 5

- Q 人材確保型寄附の寄附金額は事前にわかるのか。
- Q 人材確保型寄附の登録をしても、助成候補者を採用することができなかった場合や、助成候補者が、採用後3年経過する前に退職してしまった場合、寄附金はどうなるのか。

## 一般支援型寄附に関すること

[寄附金] P 5

- Q 一般支援型寄附の寄附金は、具体的にはどのような支援の財源となるのか。
- Q 一般支援型寄附の寄附金の納付時期は、寄附者が任意で決めてよいか。

## 支援事業全般に関すること

[助成対象者] P 6

- Q 助成対象となる「就業」の形態は、正規社員として雇用される場合だけか。

[助成金の交付] P 6

- Q 助成候補者が、認定申請時に指定した業種と異なる区分の業種に就業した場合でも、奨学金返還支援の対象となるのか。
- Q 就業から3年経過前に、企業から解雇された場合は、助成金は交付されないのか。
- Q 就業から3年経過前に、企業の人員配置の都合により、助成候補者を県外の事業所に異動することになった場合、助成対象とはならなくなるのか。
- Q 助成金の交付時期までに償還した分の額は、助成対象にならないのか。
- Q 助成金の交付時期まで、償還猶予措置を受けた場合、償還残額全額が助成対象となるか。

## 人材確保型寄附に関すること

### [登録の方法]

Q 事業実施期間がH28~32年度とのことだが、人材確保型寄附の登録をすると、5年間続けて採用枠を設けることになるのか。途中で登録をやめることはできるのか。

A

5年間連続ではなく、年度を指定した登録も可能です。  
また、登録後に登録内容の変更や登録の取りやめが必要になった場合は、県に届出をお願いします。

Q 事業組合として人材確保型寄附の登録をした場合、助成対象者の要件とする就業先の指定は、組合の全加入企業にしなければならないのか。

A

就業先は、各登録者において人材確保を進めようとする先を指定していただきます。  
団体の加入企業の一部や、団体外の企業、業種全般を指定することも可能です。  
ただし、登録前に就業予定先との間で十分な調整をお願いします。

Q 採択予定枠に上限はあるのか。

A

登録者ごとの採択予定枠数について制限はありません。  
ただし、産業団体等連携枠の総枠数（50名／年）を上回る申込みがあった場合等においては、申込者のご相談の上、総枠数の範囲内で採択予定枠を調整する場合があります。

Q 人材確保型寄附の登録をすれば、必ず人材を確保することができるのか。

A

支援事業では、登録者の指定した要件を考慮のうえ助成候補者の認定を行いますが、助成候補者の認定によって、各業界や企業への就職が確定するわけではありません。  
登録者からも、県と共に助成候補者への情報提供等を積極的に行っていただいた上で、一般の学生等の場合と同様に採用活動を進めていただく必要があります。

Q 学生には、人材確保型寄附に登録した産業団体や企業の情報は伝わるのか。

A

県では、すべての登録者について、事業内容や就業環境、福利厚生等の魅力が、助成候補者にできるだけ幅広く、詳細に伝わるよう努めてまいります。

登録者の皆様にも、支援事業の活用についての周知拡大や、助成候補者への積極的なアプローチをお願いします。

※ 助成候補者への接触にあたっては、雇用関係の法令を遵守するとともに、採用活動に関する関係団体の指針等を踏まえて実施してください。

### [助成対象者要件の指定]

Q 人材確保型寄附の登録者が指定する助成候補者の要件とはどのようなものか。

A

各業界や企業が、就業者に求める取得資格、大学等での専攻分野、履修科目等の条件を想定しています。

基本的には、登録者の指定のとおり設定しますが、他の登録者の指定要件とのバランス等を考慮の上、過度に細かくなならないよう個別に調整させていただく場合があります。

Q 人材確保型寄附の登録者の希望により、支援事業共通の要件を変更することはできるか。

A

共通の要件は、支援事業の目的を達成するために必要な事項を定めたものです。

登録者の希望により、これらに加えて要件を設定することは可能ですが、共通の要件の一部を適用除外としたり、変更したりすることはできません。

Q 県外の短大や専修学校の卒業者も対象にしたい。

A

助成対象とする就学先の追加はできません。

### [対象奨学金の指定]

Q 自社の関係団体で貸与している奨学金を対象にすることはできるか。

A

奨学金事業の内容を県で精査のうえ、対象としての可否を検討します。

県からの繰上償還への対応の可否等については、登録者から奨学金の貸与機関に確認をお願いします。

なお、償還期間が3年未満のものや、学資ローン等は対象外となります。

### [助成候補者認定の方法]

Q 人材確保型寄附の登録者が助成候補者を認定することはできるか。

A

助成候補者の認定は、県が行います。

認定にあたっては、必要に応じて、登録者に照会する場合があります。

Q 助成候補者は、人材確保型寄附の登録者ごとに決まるのか。

A

助成候補者は、登録者ごとではなく、産業分野（業種）ごとに選定します。  
業種の区分は、日本標準産業分類の「大分類」程度を予定していますが、各産業分野の登録の状況を考慮の上、助成候補者の募集実施までに決定いたします。

[寄附金]

Q 人材確保型寄附の寄附金の額は事前にわかるのか。

A

助成候補者によって奨学金の貸与額、償還条件等が異なり、かつ、登録者ごとの助成対象者が確定した段階で寄附金額が確定することになるため、事前に確定することはできませんが、助成候補者が決定した時点で、助成候補者ごとに想定される概算額を登録者に提示します。

助成対象者の就学歴別の目安の金額を寄附申込募集要項の別添「事業内容説明書」に記載しております。

Q 助成候補者を採用することができなかった場合や、採用後3年経過する前に退職してしまった場合、寄附金はどうなるのか。

A

各登録者の支援対象となる者が不在である場合は、寄附金はいただきません。

一般支援型寄附に関すること

[寄附金]

Q 一般支援型寄附の寄附金は、具体的にはどのような支援の財源となるのか。

A

人材確保型寄附の登録がない業種や、県が特に人材確保対策の強化が必要と判断する業種等、県内の幅広い分野に就業する若者を支援するための財源として活用します。

Q 一般支援型寄附の寄附金の納付時期は、寄附者が任意に決めてよいか。

A

一般支援型寄附の寄附金は、原則として、平成28年度から平成32年度（助成候補者の募集・認定の実施年度）の間で、寄附者の希望する時期に納付していただきます。  
ただし、全体的な寄附申込みの状況等によっては、納付時期の調整をお願いする場合があります。

## 支援事業全般に関すること

### [助成対象者]

Q 助成対象となる「就業」の形態は、正規社員として雇用される場合だけか。

A

原則として、被雇用者の場合は、正規雇用である必要があります。

なお、企業等への被雇用者に限らず、役員や起業、自営業等の場合も支援の対象となりますが、これらの就業形態の場合でも、常勤者であることが条件となります。

### [助成金の交付]

Q 助成候補者が、認定申請時に指定した業種と異なる区分の業種に就業した場合でも、奨学金返還支援の対象となるのか。

A

認定申請時と異なる区分の業種に就業した場合でも、県内に居住し、県内の支援対象分野の業種に就業して3年を経過した者は助成対象者となります。ただし、この場合「人材確保型寄附」の申込事業者からの寄附金はいただきません。

Q 就業から3年経過前に、企業から解雇された場合は、助成金は交付されないのか。

A

助成候補者の責によらない事由により離職した場合は、雇用主への事実確認等を行い、助成金を交付する場合があります。この場合、人材確保型寄附の登録者には寄附金の納付をお願いすることになります。

Q 就業から3年経過前に、企業の人員配置の都合により、助成候補者を県外の事業所に転勤することになった場合、助成対象とはなくなるのか。

A

企業の都合により、県外に転勤となった者については、将来、県内の事業所に配属される予定であることが確認できた場合には、助成対象とする方向で検討中です。

Q 助成金の交付時期までに助成候補者自身が返還した額は、助成対象にならないのか。

A

助成金交付時（県内居住・就業から3年経過後）までに奨学金の返還が進んでいる場合は、その時点の償還残額が助成金の上限額となります。

助成金交付以前は、各奨学金の約定により助成候補者が自ら償還する必要があります。

Q 助成金交付時まで奨学金の償還猶予を受けた場合、償還残額全額が助成対象となるか。

A

助成候補者の個別事情等により償還猶予や償還金の減額等を受けたことで、助成金交付時の償還残額が通常の償還を行った場合よりも多くなっている場合は、通常の償還を行った場合の償還残額を算定して、助成金の上限額とします。

なお、通常の約定による据置等については、この限りではありません。